

屋外広告物規制の見直しに関するアンケート

問ごとに、あてはまる番号を一つ選んで、○をつけてください

【貴事業所についてお聞きします】

問 1 貴事業所の業種についてお聞きします。あてはまる番号を選んでください。

- | | | |
|--|----------------------|-------------|
| 1. 農林漁業・鉱業 | 2. 建設業 | 3. 製造業 |
| 4. 電気・ガス・水道業 | 5. 情報通信業 | 6. 運輸業 |
| 7. 卸・小売業（ 各種商品 ・ 衣服等身の回り品 ・ 飲食料品 ・ その他 ） | | |
| 8. 金融・保険業 | 9. 不動産・物品賃貸業 | 10. 宿泊業 |
| 11. 飲食サービス業 | 12. 生活関連サービス業(理・美容等) | 13. 娯楽サービス業 |
| 14. 医療・福祉業 | 15. その他（ | ） |

問 2 良好な景観を形成するため、屋外広告物条例により、看板等の屋外広告物の設置が制限される地域があることや、大きさ等の規制があることをご存知ですか。

- | | |
|----------|---------|
| 1. 知っている | 2. 知らない |
|----------|---------|

問 3 貴事業所では、看板等の屋外広告物を掲出していますか。

- | |
|------------------------------------|
| 1. 事業所の壁面や屋上など、敷地内にのみ掲出している |
| 2. 事業所の敷地内以外にも、道路沿いなどに野立の看板を掲出している |
| 3. 掲出していない |

問 4 平成 18 年 4 月に行った県民意識調査では、屋外広告物規制は、自発的な改善を誘導するだけでなく、規制を強化した方がよいという意見が 7 割を超えましたが、貴事業所では、どう思いますか。

- | |
|-------------------------------------|
| 1. 屋外広告物には一定の秩序が必要であり、規制は強化した方がよい |
| 2. 自主的な秩序の維持は難しいため、ある程度の規制強化はやむを得ない |
| 3. 自主的に改善するよう誘導に努め、規制の見直しは最小限にすべき |
| 4. 誘導も規制の見直しも必要ない |
| 5. わからない |

【屋外広告物規制の地域区分の見直しについてお聞きします】

問5 現行規制の地域区分は、地域ごとの景観の違いは、あまり考慮されていません。
このため、景観の違いに応じた5段階の規制レベルに区分し直し、レベルごとに規制に強弱をつける予定ですが、適当だと思いますか。

(※「見直し(案)のポイント①」を参照)

1. 適当
2. おおむね適当
3. 適当ではない (理由:)

【幹線道路沿いの屋外広告物規制の緩和についてお聞きします】

問6 現行規制では、高速道路の両側 500m以内は一律禁止地域に指定されており、商業地であっても看板等の屋外広告物をほとんど設置できません。

このため、高速道路の両側 500m以内のうち、住宅地を除く市街地は許可地域に変更し、規制を緩和する予定ですが、どう思われますか。

(※「見直し(案)のポイント②」を参照)

1. 市街地では、規制の緩和が適当である
2. 市街地では、ある程度の規制の緩和はやむを得ない。
3. 市街地であっても、規制の緩和はすべきではない
4. その他 ()

問7 現行規制では、国道・主要地方道・鉄道（以下「国道等」）沿い 100m以内では、野立ての看板を設置することは、一律認められておりません。

このため、国道等沿いであっても、住宅地を除く市街地においては、許可を受けて設置できるよう規制を緩和する予定ですが、どう思われますか。

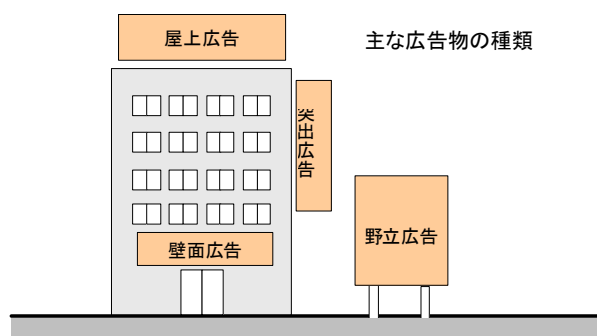
(※「見直し(案)のポイント③」を参照)



1. 市街地では、自由に野立ての看板を立てられるように、規制を緩和すべき
2. 市街地では、ある程度の規制の緩和はやむを得ない
3. 市街地であっても、野立ての看板の乱立は景観を阻害するため、規制を緩和すべきではない
4. その他 ()

【屋外広告物の許可基準の見直しについてお聞きします】

現行の許可基準は、野立広告の基準に高さの上限が無く、壁面・屋上広告には面積基準も無いなど、近年の屋外広告物の大型化等に対応できず、大規模な屋外広告物の出現や、面積や高さの不揃いな大型の派手な看板の乱立などを招く一因になっています。



問8 野立広告に高さ基準を設定し、壁面広告には面積基準を設定するなど、許可基準全般を見直す予定です。また、景観と経済活動のバランスを考慮し、規制レベルごとに基準にメリハリを持たせる予定ですが、どう思いますか。

(※基準例は「見直し(案)のポイント④」を参照)

1. 適当
2. おおむね適当
3. 適当ではない (理由 :)

問9 現行では、広告物の種類ごとの基準しかないため、ひとつの敷地内に大規模または大量の屋外広告物が表示され、景観を阻害する例が見られます。このため、敷地面積に応じて屋外広告物の総面積を規制する「総量規制」を導入する予定ですが、どう思いますか。

(※「見直し(案)のポイント⑤」を参照)

1. 総量規制の導入は妥当
2. 大規模・大量な屋外広告物は問題であり、総量規制の導入はやむを得ない
3. 総量規制の導入は望ましくない (理由 :)

問10 現行では、色彩に関する基準はなく、自然景観等の中にまで、けばけばしい色彩の看板が乱立する事態を招いています。このため、特に景観に配慮が必要な地域や物件に限って、「色彩基準」を導入する予定ですが、どう思いますか。

(※「見直し(案)のポイント⑥」を参照)

1. 色彩基準の導入は妥当
2. 景観に配慮が必要な地域・物件には、色彩基準の導入はやむを得ない
3. 色彩は、事業者の判断に任せるべきであり、色彩の規制は望ましくない
4. その他 (理由 :)

